

仮ナンバー車両の申請手続について

- 臨時運行許可又は回送運行許可を受けた仮ナンバー車両を通行させようとする場合、車両の製造工場等から納車先までの区間(経路①+経路②)を一括して申請することができます。
※次ページ以降に具体的な申請方法等を記載します。

< 経路 ① >

自動車
製造工場等



車検場

(車検証・正式ナンバー交付)

< 経路 ② >



納車先等

(運送事業者等※)

車検証交付前

仮ナンバーで通行

車検証交付後

正式なナンバーで通行

車検証の交付前後で車両のナンバーが異なりますが、
ひとつの許可証で通行できます。

臨時運行許可又は回送運行許可を受けて通行する特殊車両の通行許可申請について

臨時運行許可又は回送運行許可を受けて通行させる車両に係る特殊車両通行許可申請については、以下の通りです。詳細は申請先事務所へご相談ください。

※特殊車両通行許可を受けた車両と異なる諸元、異なる経路で通行しようとする場合には、新たな許可が必要となります。

項目	今後の取扱い
申請書に記載する車両番号の取扱い	臨時運行許可の場合:車台番号の下4桁の数字を記載 回送運行許可の場合:回送運行許可番号を記載 ※申請時の記載例は次ページ参照
申請経路の取扱い	下記2経路について、一括した申請が可能 【経路①】自動車製造工場等 → 車検場 【経路②】車検場 → 納車先等
車検証の代わりに添付する書類	臨時運行許可の場合:保安基準緩和認定書の写し、車両諸元比較表 など 回送運行許可の場合:回送運行許可証の写し、車両諸元比較表 など
特殊車両通行許可証に加えて通行時に携行すべき書類	臨時運行許可の場合:臨時運行許可証(道路運送車両法第36条第2号) 回送運行許可の場合:回送運行許可証(道路運送車両法第36条の2第1項第2号) ※携行がない場合、「無許可」となる可能性があります。

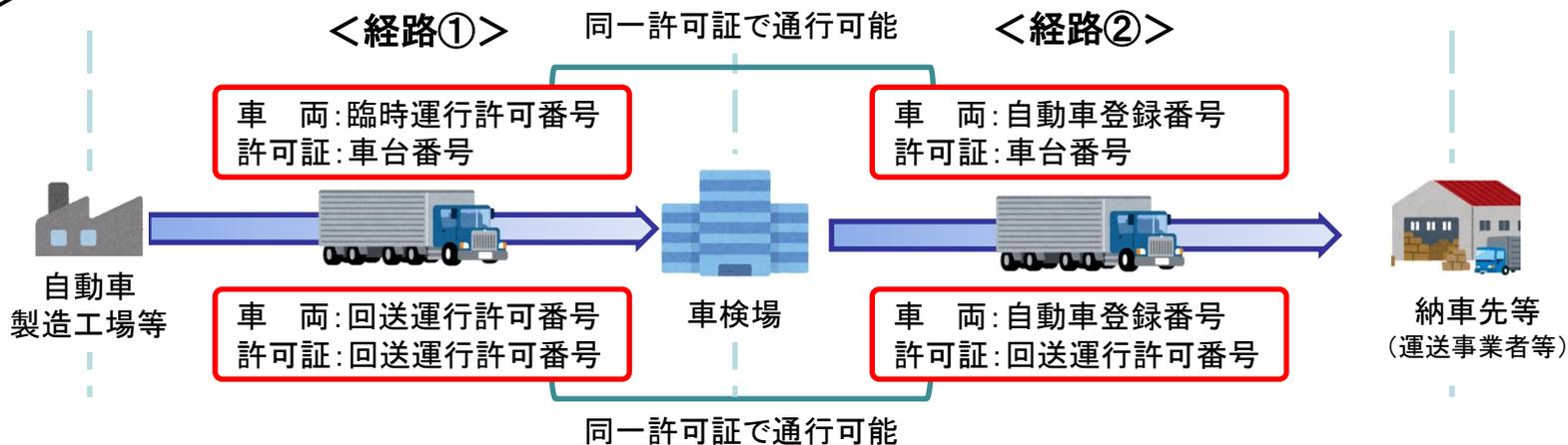
<仮ナンバーのイメージ>

(臨時運行許可車両)

~~臨時運行許可車両の場合~~

(回送運行許可車両)

回送運行許可車両の場合



(参考)実際の申請画面の記載例

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。

車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

整理番号	車名	型式
4	AAA	ASH

車両番号 整理番号	車両番号
<input checked="" type="radio"/> 1	臨時 ... 000 - 5680
<input type="radio"/> 2	大分 ... 88 - 88

○臨時運行許可の場合
「臨時」「000」「-」「車台番号の下4桁の数字」

○回送運行許可(大分8888)の場合
「大分」「88」「-」「88」

車両番号追加 車両番号削除

※数字の途中の「-」(ハイフン)は全角で入力願います

(参考)臨時運行許可証及び回送運行許可証のイメージ

(臨時運行許可証)

臨時運行許可証	
許可番号第	号
(年) 月 日	
臨時運行許可番号標番号	号
申請人の住所及び名前または名称 電話番号	
車名	トレクス
形状	2枚もの 採用車・トラック・バス・その他 () 1枚もの セミトレーラ
車台番号	6094
運行の目的	1. 車体検査 2. 登録 3. 販売 4. その他 ()
運行の経路	

(回送運行許可証)

有効期間
平成 年 月 日から

まで

回送運行許可証	
交付番号第	号
平成 年 月 日	
回送運行許可番号標の番号	八王子
交付を受けた者の氏名又は名称及び住所	
営業所の名称及び所在地	
回送の目的	
備考	